

平成28年度品質管理委員会活動に関する勧告書

品質管理委員会
委員長 鈴木昌治 殿

平成29年5月30日
品質管理審議会
審議会長 山崎彰三

当審議会は、会則第137条の2第3項第一号に基づき、貴委員会から平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の活動状況の報告を受け、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会が、品質管理委員会において適切に運営されているかどうかについて検討・評価を行った。

その結果、品質管理委員会は、制度の趣旨・当審議会からの勧告等を踏まえて品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の適切な運営を行うことにより、その成果を挙げていると認められるが、当審議会は、監査の品質管理のシステムの更なる質的向上を図るため、下記のとおり勧告する。

記

勧告事項1. 品質管理レビューの一層の充実

(1) 会長通牒平成28年第1号及び監査提言集（特別版）への対応状況の確認（継続）

昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、当協会は、公認会計士監査の信頼回復のため、平成28年1月27日に会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び「監査提言集（特別版）」（以下「会長通牒等」という。）を公表し、会員に対し、監査の実施に当たっては厳正な態度で臨まなければならない、職業的専門家として真摯に監査業務に取り組むことを強く要請した。品質管理レビューは、原則として3年に一度の頻度で監査事務所に対し実施しており、平成28年度の品質管理レビューの対象とならなかった監査事務所に対し、引き続き会長通牒等において特に留意すべきものとされた以下の事項について、適切な対応が行われているかを確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

1. リスク・アプローチに基づく監査
2. 職業的専門家としての懐疑心
3. 経営者による内部統制を無効化するリスク
4. 会計上の見積りの監査
5. 監査チーム内の情報共有
6. 審査
7. 監査時間・期間の確保

(2) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の確認（継続）

品質管理レビューは、原則として3年に一度の頻度で監査事務所に対し実施しており、平成28年度の品質管理レビューの対象とならなかった監査事務所に対し、引き続き、会計監査の信頼回復のため、品質管理レビューの体制・手法を強化した上で、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日付け）も踏まえ、以下の監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況について確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

1. 監査業務の品質を重視する風土
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

(3) レビューアーの能力の向上及び能力の均質化を目的とした取組の計画的な実施（新規）

企業環境が複雑化している中で監査判断においても難しい局面が増加している。そのため、監査事務所を指導及び監督するレビューアーの品質管理レビューの実効性及び公平性を担保する観点から、一層のレビューアーの能力の向上及び能力の均質化に向けた取組を計画的に実施されたい。

勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の会員への積極的な周知活動（継続）

品質管理レビューの対象を公認会計士法第2条第1項の業務全てに拡大し、品質管理レビューの実施結果に基づく措置も新たに設けるなど大幅に改訂された、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度が平成27年7月から開始された。当該制度の確実な運用を図るためには、会員の理解と協力が必要である。

当該制度説明の研修会を積極的に開催し、会則・規則の変更の周知徹底を図った前年度までの活動を踏まえ、引き続き会員への制度の周知徹底を図り、会員の協力が得られるよう努められたい。

(2) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動（継続）

公認会計士監査の利用者である上場会社等に品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に対する理解がなければ、制度の円滑な運用及び実効を高めることは困難である。監査役等に向けての「月刊監査役」に品質管理レビュー制度に関する寄稿及び冊子「品質管理レビューの概要」を作成し、上場企業の監査役等への配付をするなどの従前の活動に加えて、日本監査役協会での研修会において品質管理レビュー制度に係る講演を実施したことは、監査役等の会計監査人の業務への理解が深まる企画であった。引き続き、本年度も監査役等のみならず株主等を含めた公認会計士監査の利用者に対し、協会の自主規制制度の周知のみでなく、それが確実に運用されていることの周知活動を積極的に行い、監査に対する社会的信頼の向上に努められたい。

以 上